

身体拘束等の適正化マニュアル

こどもデイサービスらびい

令和7年3月10日更新

1. こどもデイサービスらびいではサービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、以下に示す緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が高い状態
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がない。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
2. やむを得ず身体拘束を行うときの手続きとして、組織による決定と個別支援計画への記載、本人・家族への十分な説明をおこなう。
3. やむを得ず行動制限を行なった場合には、その際の利用者の心身の状態並びに行動制限を行なう理由、方法や時間を記録する。
4. 身体拘束等の適正化のための対策を検討するために、事業所内に委員会を設置する。
5. 日頃、注意する業務
 - ① 吸引時の体の固定：安全に吸引するためには上肢を動かないように固定が必要であるが、恐怖感を与えないように声かけなどの配慮をする。
 - ② 装具の装着：きつすぎ、ゆるすぎ、位置のズレ、などに注意して装着する。必要に応じて看護師がダブルチェックを行う。

<事業所内身体拘束等適正化委員会>

1. 委員会の役割
 - ① 身体拘束等適正化のチェックとモニタリング
 - ② 身体拘束等適正化に関する職員研修の実施
2. 委員会開催
定期開催は1回／年、虐待防止委員会実施後に行う
3. 委員会メンバー 令和7年度
委員長：有江典子(特定非営利活動法人どうぞ理事 管理者・児童発達支援管理責任者)
委員：松田博雄(特定非営利活動法人どうぞ理事長)
梅田智恵子(らびい施設保育士)
並木真由美(らびい施設看護師)
吉竹和宏(らびい利用者の保護者)

<更新履歴>

更新日	内容
令和3年4月24日	作成
令和4年9月1日	更新
令和6年3月8日	更新
令和7年3月10日	更新